

学位の取消しの公表内容

修士学位の取消しについて

東北大学は、本学が授与した学位の取消しを決定しましたので、下記のとおり公表します。

記

1. 対象者

元東北大学大学院農学研究科博士課程前期2年の課程 学生

学位授与年月日：令和2年3月25日

学位名：修士（農学）

2. 学位授与の取消し日

令和2年7月6日

3. 不正の方法により学位の授与を受けた事実の概要

別紙1のとおり

4. 学位の取消し及び学位記の返還

修士の学位取得のために提出された論文について不正行為（データ改ざん，データ流用）が認定されたため，東北大学学位規程第19条第1項第1号「不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき」に該当することから，学位（修士（農学））の授与を取消し，学位記を返還させる。

【参考】

[東北大学学位規程](#)

理事・副学長，農学研究科長コメント

別紙2のとおり

不正の方法により学位の授与を受けた事実の概要

東北大学では、元本学大学院農学研究科学生（博士課程前期2年の課程）（令和2年3月25日修了）の学位論文に不正行為があることが判明したため、学位授与の取消し及び学位記の返還を決定した。

記

1. 調査の経緯

元本学大学院農学研究科学生の学位論文について、不正行為（データ改ざん、データ流用）があるとの申立があったため、農学研究科内に調査委員会を設置し、調査を開始した。

2. 不正の内容

調査委員会において、提出のあった修士学位論文を調査したところ、データ改ざん、データ流用の不正行為があったことを確認した。

3. 学位授与の取消し及び学位記の返還

調査委員会での調査結果に基づき、農学研究科委員会では、学位の取消しを審議し、東北大学学位規程第19条第1項第1号（不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき）に該当するとの結論に至った。

本学では、農学研究科からの申請に基づき、令和2年7月6日開催の学務審議会において審議し、修士学位の取消し及び学位記の返還を決定した。

4. 再発防止に向けての取り組み

本学では、学生に対する研究倫理教育を徹底するとともに、論文指導及び学位論文審査体制の一層の徹底に努め、全学をあげて再発防止に取り組んでいく。

令和2年7月22日

東北大学理事・副学長

滝澤博胤

東北大学大学院農学研究科長

阿部敬悦

学位授与の取消し及び学位記の返還について

このたび、本学が授与した修士の学位につきまして、その基となる学位論文に公正を欠くとみなされる行為が発覚したため、学位の取消し及び学位記を返還させるという問題が発生したことは極めて遺憾であります。

本学では、これまでも研究不正の防止に努め、学部学生からの研究倫理教育の充実に向け取り組んでおりましたが、この度の事態を重く受け止め、今後、このような事態が生じないように、教職員・学生に対し、さらなる周知徹底を図り、全学的な取組を行ってまいります。

さらに、農学研究科においては新たな研究不正防止マニュアルを作成し、学生への研究倫理教育を徹底するとともに、教員による学生の誠実な研究活動の指導・確認体制と研究データの保管責任について周知徹底を図り、研究不正防止と誠実な研究活動の推進に尽力していきます。